



◆平成18年度筑後市病院事業会計補正予算(第1号)

〔全員賛成 原案可決〕

市立病院が「第二種感染症医療機関」の指定を受けたことにより、必要となる材料費226万円の増額です。

その他の案件

◆平成17年度筑後市公営企業会計決算の認定について

〔賛成多数 認定〕

市立病院と上水道の企業会計の決算を認定するものです。病院事業については昨年度に引き続き赤字経営となったことから、審議にあたっては、多くの議員から執行部にたいして質疑が行われました。詳細については決算特別委員会で審査しました。

本会議での主な質疑として、

18年度の決算見込みについて。

現在、市立病院は地方公営企業法の財務規程のみを適用しているが、他の自治体病院では、地方公営企業法の全部を適用している病

院もあることから、筑後市ではその考えはないか。

新聞等の報道にもあるように、自治体病院の経営は

どこも厳しく、民間へ譲渡したり、廃止しているケースもあることから、そのような手法も含めた経営のあり方に関する市の考えについて。

他の自治体病院では、病院経営の専門家を外部から

招聘(しょうへい)して黒字化しているケースがある。筑後市ではその考えはないか等が行われました。

◆市道路線の認定について

〔全員賛成 原案可決〕

新幹線船小屋駅設置に伴い新設する道路並びに、矢部川流域下水道処理場への進入道路の認定等です。

◆訴えの提起について

〔全員賛成 原案可決〕

市営住宅の長期滞納者の一部に対し、明け渡し及び使用料滞納額請求の訴えを起すものです。

◆福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

〔福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県南広域水道企業団規約の変更について〕

◆船小屋温泉振興組合を組織する地方公共団体の数の増減及び船小屋温泉振興組合規約の変更について

〔全員賛成 原案可決〕

3案とも瀬高町・山川町・高田町が合併してみやま市となることに伴うものです。

人事案件

◆筑後市教育委員会委員の任命について

〔全員賛成 同意〕

委員の任期満了に伴い、引き続き田中秀彦氏を任命するものです。最終日に追加提案されました。

議員提案

◆飲酒運転の根絶に関する決議について

〔全員賛成 決議〕

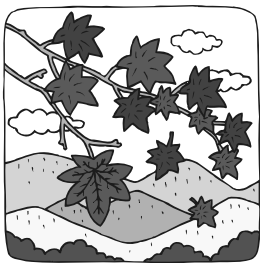
最終日に議員提案され、異議なく決議しました。

議長発議

◆決算特別委員会の設置について

〔全員賛成 原案可決〕

企業会計(市立病院・上水道)の決算認定については、従来厚生委員会が審査を行っていましたが、監査委員を除く全議員が参加する決算特別委員会を設置することを提案したものです。



◎月定例会

会期日程

8日開会

会期の決定

諸般の報告

議案上程

提案理由説明

9日～10日 休会(土日)

11日考案日

12日考案日

13日一般質問

14日一般質問

15日一般質問

16日～18日 休会(土日祝)

19日議案質疑

議長発議 採決

諸般の報告質疑

議案委員会付託

20日休会

21日付議案件審査

22日休会

23日～24日 休会(土日)

25日決算特別委員会付議

案件審査

26日委員会審査報告

議案討論採決

追加議案上程

提案理由説明

質疑応答・討論採決

議案録署名議員指名

閉会

●議会の豆知識● 「決算認定」の時期

筑後市議会では、9月に企業会計の決算認定を行い、12月に一般会計と特別会計の決算認定を行っています。議会の権限については、地方自治法に定められていますが、このうち議会の議決を要する「議決事項」については、第96条に定められており、第3項で「決算を認定すること」となっています。企業会計については地方公営企業法第30条第4項で、「当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。」となっているため、9月定例会で決算認定が行われます。一般会計と特別会計については地方自治法第233条第3項により「次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。」となっています。予算は3月議会で審議されますので、12月議会で決算認定を行っています。